



により申込まなければならない。

5 前項の予約センターの受付時間は、午前8時から午後4時30分までとする。

(料金の負担)

第8条から第12条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年10月1日から施行する。  
この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく利用者登録その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表1(第4条関係)から別表4(第9条関係)  
(略)

様式第1号(第7条関係)

長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書

新規・変更				
住所又は勤務先住所				行政区名
世帯主名	自宅電話番号		( )	-
続柄	(フリガナ)氏名	性別	生年月日	連絡先(携帯電話等)
		男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	( ) -
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
		男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	( ) -
【備考】				

により申込まなければならない。

5 前項の予約センターの受付時間は、午前8時から午後4時30分までとする。

(料金の負担)

第8条から第12条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年10月1日から施行する。  
この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく利用者登録その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表1(第4条関係)から別表4(第9条関係)  
(略)

様式第1号(第7条関係)

長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書

新規・変更				
住所又は勤務先住所				行政区名
世帯主名	自宅電話番号		( )	-
続柄	(フリガナ)氏名	性別	生年月日	連絡先(携帯電話等)
		男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	( ) -
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
		男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	( ) -
【備考】				

様式第2号（第7条関係） 削る

様式第2号（第7条関係）

利用者登録カード

<p>きんぎょタクシー 利用者登録カード</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"><p>◆予約センター TEL: (0968) 78-6000</p></div> <p>長洲・筑尾地域公共交通活性化協議会 印</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>	<p>利用者登録カード</p> <p>氏 名: _____</p> <p>住 所: _____</p> <p>電話番号: _____</p> <p>生年月日: _____年 ____月 ____日</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>
--	---

## 長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地域内における公共交通の利便性向上を図るため、長洲町予約型乗合タクシー（以下「乗合タクシー」という。）の運行事業実施に関し必要な事項を定め、もって町民にとって暮らしやすいまちづくりの推進に資することを目的とする。

## (愛称)

第2条 乗合タクシーの愛称は、「きんぎょタクシー」とする。

## (運行範囲)

第3条 乗合タクシーの運行範囲は、本町の区域内及び荒尾市の特定施設（ゆめタウンシティモール、荒尾市立有明医療センター、荒尾警察署周辺、荒尾支援学校）並びに玉名市の特定施設（玉名駅）とする。

## (運行時間等)

第4条 乗合タクシーの運行時間は、別表1のとおりとする。ただし、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）が必要であると認めるときは、運行時間を変更することができる。

## (運休日)

第5条 乗合タクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に運休日とすることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

## (運行車両)

第6条 運行車両は、10人乗りのジャンボタクシー3台及び5人乗りのセダン型タクシーとする。

## (利用手続等)

第7条 乗合タクシーを利用しようとする者は、長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書（様式第1号）を会長に提出し、利用登録をしなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認める場合には、登録を行うものとする。
- 3 利用者は、第1項の規定により登録した内容を変更しようとするときは、長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。
- 4 利用者は、乗車日の2日前（運休日を除く。）から別表2に定める予約受付締切時間までに、希望する運行便及び乗降場所を予約センターへ電話により申込まなければならない。
- 5 前項の予約センターの受付時間は、午前8時から午後4時30分までとする。

(料金の負担)

第8条 利用者は、乗車1回にあたり、別表3に定める料金を負担しなければならない。

(乗車券の発行)

第9条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、次の乗車券を発行することができる。

- (1) 回数券
- (2) 定期券
- (3) 免許返納者無料乗車券

2 前項第3号の乗車券については、発行の申請をした町内に住所を有する65歳以上の者であって、自動車運転免許を自主返納した日から1年間を有効期限とする。

3 第1項の乗車券の料金は、前条の規定にかかわらず別表4に定めるとおりとする。

(広報活動)

第10条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、町広報誌、ホームページその他の有効かつ効率的な方法により、広報活動に努めなければならない。

(事業の委託)

第11条 会長は、事業の実施にあたり、当該事業の一部を適切に運営することが認められる事業者に委託することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年10月1日から施行する。  
この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく利用者登録その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 1 (第 4 条関係)

運行 (出発) 時間	
長洲町内 長洲町内-荒尾市特定施設	長洲町内-玉名市特定施設
8 時	8 時
9 時	
10 時	10 時
11 時	
12 時	
13 時	13 時
14 時	
15 時	15 時
16 時	

別表 2 (第 7 条関係)

運行便	予約受付締切時間
8 時	乗車日前日 (運休日を除く。) の午後 4 時 30 分まで
9 時	乗車日当日の午前 8 時 30 分まで
10 時	乗車日当日の午前 9 時 30 分まで
11 時	乗車日当日の午前 10 時 30 分まで
12 時	乗車日当日の午前 11 時 30 分まで
13 時	乗車日当日の午前 12 時 30 分まで
14 時	乗車日当日の午後 1 時 30 分まで
15 時	乗車日当日の午後 2 時 30 分まで
16 時	乗車日当日の午後 3 時 30 分まで

別表 3 (第 8 条関係)

運行区域	料 金
長洲町内	200 円
長洲町内-荒尾市特定施設	400 円
長洲町内-玉名市特定施設	400 円

備考 小学生については半額とし、小学生未満については無料とする。

別表 4 (第 9 条関係)

内 容	料 金
回数券 (200 円×11 枚綴り)	2,000 円
定期券 (3 月間有効)	13,000 円
免許返納者無料乗車券 (1 年間有効)	無料

備考 免許返納者無料乗車券については、1 回限りの発行とする。

様式第1号（第7条関係）

長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書

新 規 ・ 変 更				
住所又は 勤務先住所				行政区名
世帯主名			自 宅 電 話 番 号	( ) -
続柄	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	連絡先 (携帯電話等)
		男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	( ) -
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
		男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	( ) -
【備考】				